

# 神戸市公立大学法人経営協議会規則

2023年4月1日

規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、神戸市公立大学法人定款（以下「定款」という。）第16条の規定に基づいて設置する神戸市公立大学法人経営協議会（以下「経営協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 経営協議会は、定款第18条に定めるもののほか、法人の経営に関する重要事項（経営上重要な組織の設置廃止及び学生の定員に関する事項を含む。）について審議する。

(組織)

第3条 経営協議会は、理事長及び副理事長のほか、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 理事長が指名する理事及び法人の職員 6人以内
- (2) 法人の役員又は職員以外の者で大学又は高等専門学校に関し広くかつ高い識見を有するものうちから、神戸市外国語大学教育研究評議会の意見を聴いて理事長が委嘱するもの 7人以内

(任期)

第4条 前条の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(議長の代理)

第5条 議長に事故があるときは、委員のうちから議長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(委員以外の者の出席)

第6条 議長が必要と認めるときは、委員以外の者を経営協議会に出席させ、その意見を聴くことができる。

(特別委員会、専門委員会)

第7条 経営協議会は、必要に応じその職掌に属する事項について経営協議会を助け、又はその一部を代わって行わせるために特別委員会若しくは専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会には、委員でない教員その他の職員を加えることができる。

(報告)

第8条 経営協議会は、必要に応じてその審議の結果を理事会等に報告するものとする。

(庶務)

第9条 経営協議会の庶務は、法人事務局経営グループにおいて総括し、及び処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、経営協議会の運営に関し必要な事項は、議長が経営協議会に諮って定める。

附 則

- 1 この規則は、2023年4月1日から施行する。
- 2 公立大学法人神戸市外国語大学経営協議会規程（2007年4月規程第4号）は、廃止する。